

第8回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(令和2年4月2日開催) 決定事項

4月1日付の、国の専門会議における『新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言』を参考にしつつ、今後の市の方向性を検討。地域区分として、茨城県は「感染確認地域」に該当する。3つの密を徹底的に回避し、感染拡大リスクが低い活動については柔軟な対応をとることとする。公共施設の貸し出し等については、これまでの方針を継続する。時期については、大人数が集まることを制限したいので、ゴールデンウィーク終了までは制限必要と判断。

なお、ゴールデンウィーク以降の屋内施設の貸し出し再開、イベント等の中止・延期の判断については、再度対策本部を開催し、国・県・他市の動向を見ながら適宜見直していく。

感染拡大防止の徹底について

(1) イベント等の取扱いについて

現状の体制を継続し、感染拡大を防ぐため、本市が主催(または共催)するイベント等については、5月6日(水)まで原則中止または延期とする。

イベント等を主催している民間団体などの方々においては、感染拡大の防止という観点から、3つの密を避け、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いする。

今後は、感染拡大の状況を注視し、ゴールデンウィーク前に、再度、市としての方針を決定する。

(2) 公共施設の休館について

現状の体制を継続し、体育館等の屋内施設の休館期限を5月6日まで延長する。

5月7日以降の貸し出し予約が必要な施設については、今後の状況により変更もありうる等を説明の上、予約を受け付ける。

今後は、感染拡大の状況を注視し、ゴールデンウィーク前に、再度、市としての方針を決定する。

(3) 会議等の取扱いについて

庁舎内の会議室等の利用については、部屋の大きさ、密にならない距離(2m間隔にしたら何人は入れるか等)を勘案し、人数制限を設ける必要がある。

また、換気や咳エチケット・手指消毒等を徹底し、感染予防を図る。